

## アプリケーション開発用プログラム提供サービス利用に関する取扱い

(令和2年7月28日 情報統括本部長決定)

### 1 趣旨

この取扱いは、九州大学情報統括本部ソフトウェア事業室が提供するアプリケーション（以下「アプリ」という。）開発用プログラムの利用等について、必要な事項を定めるものとする。

なお、開発するアプリは、教育活動・研究活動・大学業務に限定して利用するものを対象とし、無償提供（課金は不可）するものとする。

### 2 定義

この取り扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用責任者 アプリ開発の依頼元でありそのアプリの運用について責任を持てる者をいう。
- (2) 開発者 本サービスを使用してアプリを開発するものをいう。
- (3) 開発責任者 開発者の所属の長をいう。

### 3 目的

本サービスは、Apple 社製 OS 及び Google 社製 OS 用の端末用アプリを開発する際に必要なプログラムとして各社から提供されている次のサービスの開発用アカウント等を希望者に無償で提供することを目的とする。

- (1) Apple Developer Enterprise Program（学内限定）
- (2) Apple Developer Program
- (3) Google Play Developer

### 4 開発したアプリの著作権

開発したアプリの著作権は、本学に帰属するものとする。

### 5 申請及び許可

- (1) 本サービスを利用しようとする場合は、必ず利用責任者を置かなければならない。
- (2) 利用責任者は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の教職員に限る。
- (3) 利用責任者は、所属部局等の長の許可を得た上で、所定の様式により申請し、九州大学情報統括本部長（以下「情報統括本部長」という。）の許可を受けなければならない。
- (4) 情報統括本部長は、利用を許可した場合には、開発者に対し所定の権限を付与するものとする。
- (5) 利用責任者と開発者の所属が異なる場合には、開発責任者を置くものとする。

## 6 変更

利用申請書の内容に変更が生じた場合には、利用責任者（利用責任者の変更にあつては、変更後の利用責任者）は、所定の様式により届け出なければならない。

## 7 年度更新

本サービスの利用期間は利用許可を受けた年度の末日までとし、当該期間を越えて引き続き利用する場合は、所定の様式により、年度更新の申請を行い、情報統括本部長の許可を受けなければならない。

## 8 利用の廃止

本サービスの利用を取り止めるときは、所定の様式により利用の廃止を届け出なければならない。

## 9 利用の報告

利用責任者は、開発したアプリの公開が決定した際、所定の様式により報告を行わなければならない。

## 10 利用の制限

- (1) 本サービスを利用できる者は、本学に所属する教職員並びに学部及び学府の正規生とする。但し、本学の教職員でSSO-KIDが「a」で始まる者は対象外とする。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合、利用許可を取り消すことができるものとする。
  - ① 利用責任者、開発責任者及び開発者が利用規約に違反したとき。
  - ② 本サービスを利用して犯罪行為その他公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行ったとき。

## 11 責任の所在

- (1) 情報統括本部は、本サービスの利用者へのライセンスの配付・管理について責任を負うものとする。
- (2) 利用責任者は、開発したアプリや本サービスを利用して行う情報の発信、収集及び交換で問題が生じないよう適正な利用に努めるものとし、問題が生じた場合、その解決にあたりとともに責任を負うものとする。

## 12 損害賠償

利用責任者が、その責めに帰すべき事由により、本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## 13 実施

この要項は、令和2年7月28日から実施する。